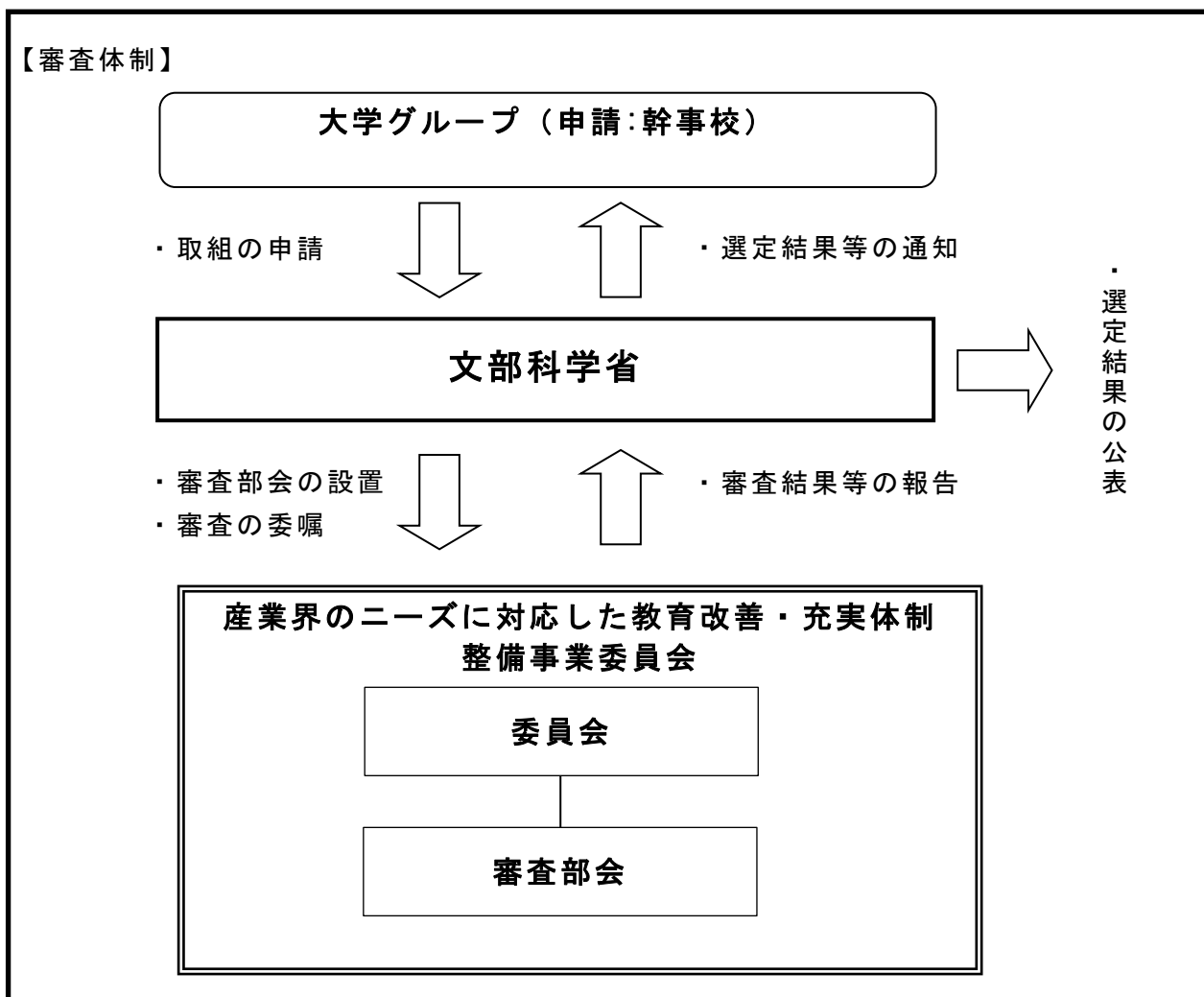


平成26年度  
産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業  
【テーマB】 インターンシップ等の取組拡大  
審査要項

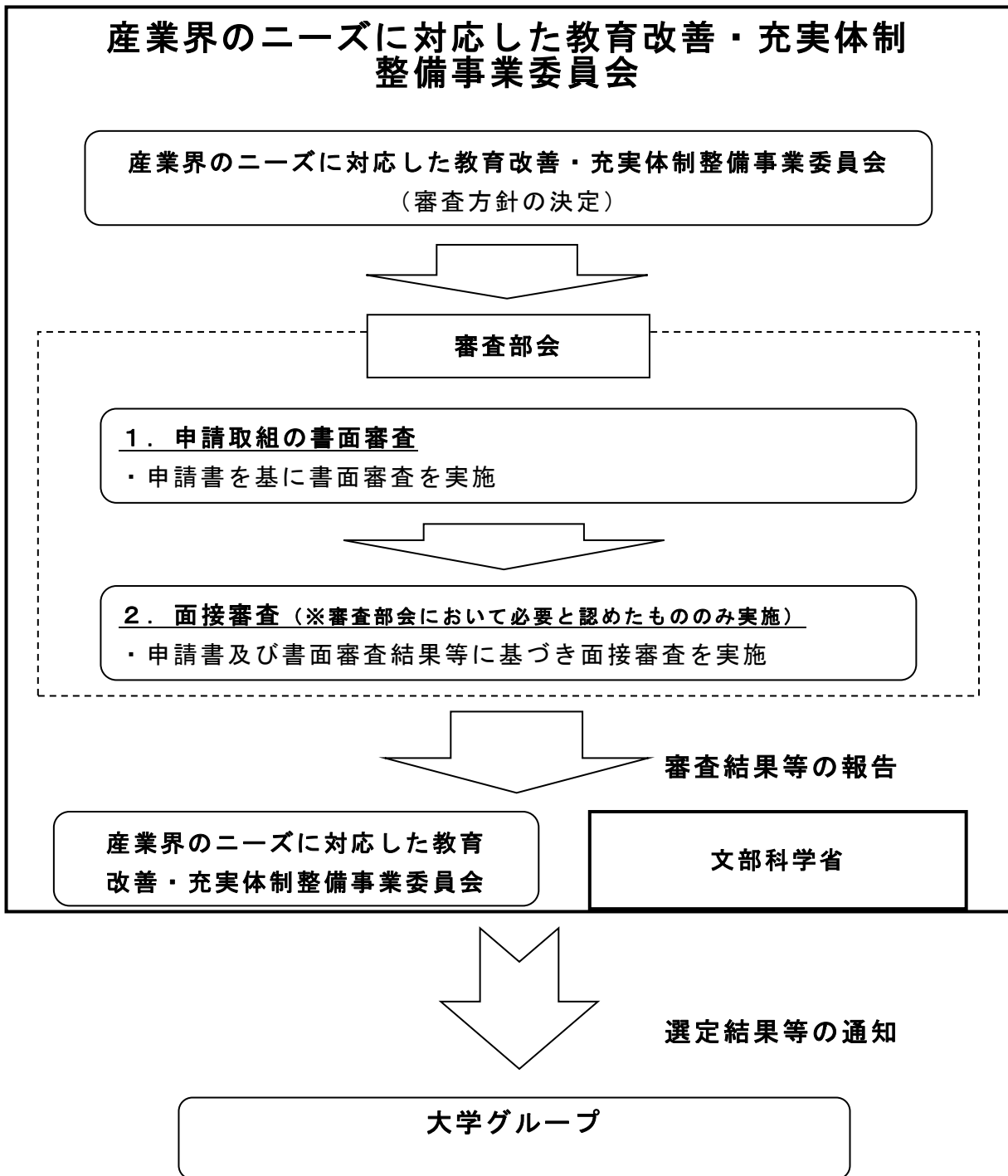
「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業【テーマB】インターンシップ等の取組拡大（以下「本事業」という。）」の審査は、この審査要項により行うものとする。

**I 審査方法**

- (1) 「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業委員会（以下、「委員会」という。）」の下に 「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業委員会 【テーマB】 審査部会（以下、「審査部会」という。）」を設置し、審査を行う。
- (2) 審査部会は書面審査を実施のうえ、必要に応じて、連携取組の内容や実施計画の実現可能性を確認することを目的とした面接審査を実施する。
- (3) 審査部会は、書面審査（及び面接審査）の結果をもとに合議により審査結果を取りまとめ、委員会及び文部科学省へ報告する。



【審査手順（選定までの流れ）】



## Ⅱ 審査方針

### 1. 審査単位

審査は、申請のあった大学グループが設置する予定の地域インターンシップ推進組織毎に実施することとし、採択も地域インターンシップ推進組織単位で決定することとする。

### 2. 書面審査

書面審査における評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。なお、選定に当たっては、以下の評価項目に加え、地域等のバランスに配慮するものとする。

#### (1) 評価項目

##### ① 計画性

ア 地域インターンシップ推進組織の構成とインターンシップ等支援団体との連携

- ・ 大学間及びインターンシップ等支援団体との連携によるインターンシップ等の取組拡大に関して、インターンシップ等支援団体との間で連携についての基本的な理解が得られているか。

イ 地域インターンシップ推進組織の達成目標・成果

- ・ 大学間や大学等とインターンシップ等支援団体との連携(予定を含む。以下同じ。)により得られる成果や達成目標(何をどこまで引き上げるかなど、改善される内容が明らかであるか 等)が明確に示されているか。
- ・ 取組の成果をグループ内外の大学等に還元できる計画となっているか。

ウ 支援期間終了後の取組

- ・ 国による財政支援が終了した後においても、プログラムの実績を踏まえた継続的かつ発展的な展開を行うものか。
- ・ 本事業における地域インターンシップ推進組織の取組が、地域における持続可能なインターンシップの基盤作りを見据えたものか。

##### ② 内容、実施体制

ア 地域インターンシップ推進組織における取組内容

- ・ インターンシップ等の取組拡大に向けて、グループ内の大学がおかれている現状・課題等を的確に把握しているか。
- ・ 地域インターンシップ推進組織の取組内容が地域全体へのインターンシップ等の普及・定着を図るという本事業の趣旨に照らして妥当なものとなっているか。

イ 大学間及び大学等とインターンシップ等支援団体との連携体制と取組の実施体制

- ・ 目標の達成に必要な、大学間及び大学等とインターンシップ等支援団体等との連携体制となっているか。
- ・ 達成目標・成果の実現に向けた実施体制(プログラムのマネジメント体制、インターンシップ等支援団体等と企業等の連携体制等)が整備されているか。
- ・ 参加大学、インターンシップ等支援団体、産業界等が担う役割が明確になっているか。

### ③ 確実性

#### ア 地域インターンシップ推進組織の取組体制

- ・ 大学改革を着実に推進するための体制を有しているか。
- ・ 大学が主体性を持って取り組む内容となっているか。
- ・ 取組を実施するに当たって必要な教育資源を有しているか。

#### イ 取組の実施計画

- ・ 取組の全体スケジュール及び各年次の実施計画は具体的かつ妥当なものか。
- ・ 事業目的の実現に必要な実施計画がなされており、申請経費が妥当なものとなっているか。

#### ウ 取組の実施効果についての定量及び定性的評価基準と評価体制等

- ・ 取組に対して、本事業に参加したインターンシップ等支援団体、産業界等や学生（卒業生を含む）自身による評価を実施する体制等の整備又は整備の計画がなされているか。
- ・ インターンシップ等支援団体や産業界等による要望・評価等を当該取組の改善に結びつける体制となっているか。
- ・ 取組期間終了時における評価体制等が具体的に計画されているか。
- ・ 取組の達成目標に対する達成度や成果・効果を測る方法や指標が具体的に設定されているか。

### (2) 審査基準

審査部会は、(1) 評価項目に定めた各項目について以下の基準により審査する。

#### 【書面審査項目の評点】

区分	評価
4点	全体的に優れた内容である
3点	問題や不十分な点が全くないか、ほとんどない
2点	内容に若干不十分な点がみられるが、概ね問題ない
1点	問題や不十分な点が多い

### (3) 各評点の所見等

- ① 「書面審査項目の評点」について、各委員の付した評点は、選定候補（案）決定に際し合議審査の参考資料とするため、必ず記入すること。
- ② 所見の欄については、手厚い記載を行うこと。

## 3. 面接審査

面接審査は、「申請書」及び書面審査をもとに、面接審査を必要と判断した大学グループにおいて、「書面審査項目の評点」の各要素に着目しつつ、評価を実施する。また、実施にあたっては、別に定める「面接審査実施要領」により行う。

### (1) 面接審査の評点

審査要項「書面審査項目の評点」に照らし、評点を下表のとおり4段階の区分により判断する。また、その際は、書面審査の評価結果も参考にする。

### 【面接審査項目の評点】

区分	評価
4点	全体的に優れた内容である
3点	問題や不十分な点が全くないか、ほとんどない
2点	内容に若干不十分な点がみられるが、概ね問題ない
1点	問題や不十分な点が多い

#### (2) 各評点の所見等

面接審査について、各委員の付した評点は、選定候補（案）決定に際し合議審査の参考資料とするため、具体的に記入すること。

#### (3) 面接審査結果（評点）の取扱い等について

面接審査の結果は、書面審査結果の評点と、それぞれの所見とともに選定の際の判断の目安として用いる。

#### (4) 個別大学に対する面接審査について

面接審査では、書面審査をもとに、面接審査が必要と判断された個別の大学についても審査を行うことができる。

### Ⅲ その他

#### 1 開示・非開示

##### (1) 委員会及び審査部会の審議内容等の取扱いについて

- ① 委員会及び審査部会の会議及び会議資料は、原則、非公開とすることとする。
- ② 委員会及び審査部会の議事要旨は、原則、非公開とすることとする。

##### (2) 委員等氏名について

審査部会の委員の氏名は事後に公表することとする。

#### 2 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する大学・短期大学の含まれるグループの申請の審査を行わないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・ 委員がグループ内の大学、短期大学またはそれらを設置する学校法人に現在所属（就任予定を含む。）もしくは3年以内に所属していた場合
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

#### 3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

(1) 審査の過程で知り得た個人情報及び地域グループの審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。

(2) 委員として取得した情報（申請書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(3) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。